

第 34 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 26 年 4 月 28 日（月）午後 2 時 00 分から午後 2 時 58 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員（24 名）

会長	25 番	杉坂	達男
会長職務代理者	24 番	谷内	雅貴
委員	1 番	国枝	隆幸
	2 番	香西	浩志
	3 番	前川	厚司
	5 番	大道	健實
	6 番	小原	喜久雄
	7 番	石川	雅洋
	8 番	尾藤	欣二
	9 番	向井	知己
	10 番	杉本	義昭
	11 番	鯖戸	英明
	12 番	田邊	忠幸
	13 番	高橋	秀樹
	14 番	鬼頭	良市
	15 番	東口	政秋
	16 番	蛭原	一治
	17 番	森	勤子
	18 番	中島	孝
	19 番	白木	孝和
	20 番	岡崎	稔
	21 番	宗廣	武夫
	22 番	加藤	宏
	23 番	齊藤	一男

4 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号	平成 26 年度十勝農業委員会連合会通常総会について
第 2 号	平成 26 年度地区別農業委員会会長・事務局長会議について
第 3 号	農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
第 4 号	農地法第 4 条の規定による許可について
第 5 号	農地等一時転用に係る復元状況の報告について
第 6 号	所有権移転に係る利用調整結果の報告について

5 議案

第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の

	決定について
第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 3 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
第 4 号	現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋 宏邦
忠類支局長	天羽 徹
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
農地振興係主事	川本 貴士

7 会議の概要

議長	それでは、定足数に足しておりますから、ただいまから第 34 回農業委員会総会を開催いたします。
議長	議事録署名委員を指定いたします。議事録署名委員には 19 番白木委員、20 番岡崎委員をお願いいたします。
議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告につきましては特にございません。
議長	それでは報告の第 1 号「平成 26 年度十勝農業委員会連合会通常総会について」を議題といたします。本件につきましては私の方より報告を申し上げます。お手元に配布しております報告第 1 号資料を参考にしながらお聴き取りを願いたいと思います。議案審議であります。報告第 1 号の「平成 25 年度事業報告」から議案第 4 号の「役員の選任に関する申し合わせ」まで報告 3 件、議案 4 件がすべて承認、決定され総会が終了いたしました。本年は帯広、足寄を除く 17 の町村が改選期にあたるため、8 月に臨時総会を開催し役員の改選が行われます。また、これまで役員の選任につきましては取り決めがなかったことから、議案 4 号で役員の選任に関する申し合わせ事項を整備しております。それからもう一つ負担金についてであります。連合会はすべて負担金で賄っておりまして、町村農業委員会からの負担金で賄われております。これにつきましては、耕地面積割と経営体いわゆる農家戸数で算出されています。一覧表がありますが、本委員会の場合は 26 万 3 千円が負担金になっております。連合会はその中で 1 名を臨時職員として雇用をしております。また、事務局につきましては、帯広市が事務局を担当しており市の農業委員会職員が連合会事務局を兼務している状況にあります。以上、総会の報告とさせていただきます。その他に何かご質問があればご発言をお願いいたします。ございませんか。 それではないようですから以上で報告の 1 号を終わります。
議長	次に報告第 2 号「平成 26 年度地区別農業委員会会長・事務局長会議について」

事務局	を議題といたします。本件につきましては事務局から報告をいたします。 報告第2号「平成26年度地区別農業委員会会長・事務局長会議について」報告いたします。去る4月18日に十勝プラザにおいて北海道農業会議主催による地区別農業委員会会長・事務局長会議が開催されまして、杉坂会長と私が出席いたしました。右肩に報告第2号資料と書いてある資料をお開きください。資料の1ページになります。協議事項1は平成27年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要望に向けた検討についてでございますが、要望意見の取りまとめにつきましては各地方、農業委員会連合会における検討をふまえ、北海道農業会議、常任会議委員会議で修正後内容を決定し、本道選出国會議員に対し要請行動を行うものでございます。要請行動につきましては本年の5月27日、東京の星陵会館にて行う予定になっています。なお要望原案につきましては資料の3ページから10ページに記載されておりますので後程ご覧頂きたいと思います。次に協議事項2「新たな「農業委員会業務・活動強化促進運動」の検討について」ですが、資料の31ページになります。これまで農地の担い手を軸とした農業委員会活動の強化に取り組んでまいりましたが、今後一層の活動のレベルアップを図るとともに活動の成果を発信する取り組みが求められていることから、今後3年間本道の農業委員会系統組織が取り組む農業委員会業務、活動強化促進運動を推進するものでございます。今後、協議検討を進めまして本年8月に決定する見込みとなっております。なお推進方針の素案につきましては資料の33ページから38ページに記載されておりますのでこちらも後程ご覧頂きたいと思います。次に協議事項の3は「農業会議主催の研修会等のスケジュール」です。資料の39ページと40ページに記載されておりますので後程ご覧ください。次に協議事項の4は「第22回農業委員会統一選挙」と「改選に伴う北海道農業会議執行体制の整備」についてでございますが、選挙日につきましては市町村の選挙管理委員会に7月6日を中心に調整頂くように働きかけを行っております。また道の農業会議の執行体制につきましては委員改選に伴い8月の25日に臨時総会を開催し、会長・副会長等の選挙が行われる予定となっております。次に協議事項の5は「農業者年金の加入促進について」であります。資料は54ページになります。今後においても農業者年金の加入促進にご協力願いたいということでございました。次の協議事項6は「農業委員会系統組織の情報提供活動の取り組みと全国農業新聞普及推進について」であります。資料は67ページになります。農業新聞につきましては来年4月から購読料が月額600円から700円に改定されますが、一農業委員会当たり最低3部を普及拡大目標とされましたので、購読についてご協力をお願いしたいということでございます。最後にその他として国の規制改革会議の農業ワーキンググループで行った自治体農業委員会からのヒアリングの内容を添付しておりますので後程ご覧頂きたいと思います。以上で報告第2号の説明を終わらせて頂きます。 ただいま事務局から先般の研修会の内容についてご報告をいたしました。ご質問ございませんか。ないようでありますから以上で報告の第2号を終わります。
議長	次に報告第3号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。報告第3号の1番から9番を説明いたします。

事務局	報告第 3 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は議案書 1 ページから 3 ページの 9 件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第 3 号の 1 番から 9 番を説明いたしました。質疑があればご発言をお願いいたします。ございませんか。 (発言なし)
議長	それではないようですから、報告第 3 号の 1 番から 9 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を議題といたします。報告第 4 号 1 番を説明いたします。
事務局	報告第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可について」農地法第 4 条の許可申請について下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書 4 ページの平成 26 年 3 月 28 日、第 33 回総会で審議された 1 件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し、平成 26 年 4 月 25 日付で許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第 4 号 1 番を説明いたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告第 4 号 1 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第 5 号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。報告第 5 号の 1 番を説明いたします。
事務局	報告第 5 号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」農地法第 5 条により一時転用されていた下記の農地について農地として復元されていることを確認したので報告いたします。案件は議案書 5 ページの平成 25 年 4 月 12 日に許可をしておりました 2 件でございます。平成 26 年 4 月 10 日付で完了報告を受理し 4 月 21 日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告の第 5 号について説明いたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告のとおり承認されました。

議長	次に報告第 6 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。報告第 6 号の 1 番と 2 番を説明いたします。
事務局	報告第 6 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告いたします。案件は町公社が今月 15 日、17 日に利用調整を行った 2 件であります。内容につきましては記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第 6 号の 1 番、2 番を説明いたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告第 6 号の 1 番と 2 番は報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第 1 号の 1 番と 2 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 1 番、2 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容はお手元にごございます別添、農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書の 1 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から説明をお願いいたします。
2 番	ご説明申し上げます。この案件は後継者への借り換に伴うものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 1 番と 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第 1 号の 1 番と 2 番は原案のとおり決しました。

議長	次に議案第1号の3番から8番について説明いたします。
事務局	【議案第1号3番から8番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は別添調査書2ページから4ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13番	説明いたします。これらの案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでおります。今回の利用権の設定については問題ないと思います。宜しくをお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号の3番から8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第1号の3番から8番は原案のとおり決しました。
議長	次に提案される議案ですが白木委員が議事参与になっております。どうか終わるまで退席をお願いします。 (19番白木委員退席)
議長	それでは議案第1号の9番と10番について説明をいたします。
事務局	【議案第1号9番、10番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書の5ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
8番	ご説明申し上げます。これらの案件については更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号9番と10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第1号9番と10番は原案のとおり決しました。 (19番白木委員着席)
議長	次に議案第1号の11番と12番を説明いたします。
事務局	【議案第1号11番、12番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書の6ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13番	説明いたします。この案件につきましては今月の15日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定には問題ないと思っております。宜しくをお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号11番、12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号の11番、12番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第1号の13番と14番を説明いたします。
事務局	【議案第1号13番、14番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書7ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10番	説明いたします。この案件につきましては今月17日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。宜しくをお願いいたします。

議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号13番、14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号13番、14番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第1号15番から18番を説明いたします。
事務局	【議案第1号15番から18番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書8ページから9ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	説明します。これらの案件につきましては今月17日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号の15番から18番まで原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号15番から18番までは原案のとおり決しました。
議長	次に議案第1号19番を説明いたします。
事務局	【議案第1号19番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書の10ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14 番	ご説明申し上げます。この案件につきましては1月に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。宜しくお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号19番は原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号19番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第1号20番と21番を説明いたします。
事務局	【議案第1号20番と21番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の10ページ下段から11ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
23 番	説明いたします。この案件につきましては1月23日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいますので今回の利用権の設定については問題ないと考えております。詳細につきましては事務局説明のとおりでございます。宜しくお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号20番と21番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号20番と21番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第1号の22番を説明いたします。
事務局	【議案第1号22番について、議案書をもとに朗読】

事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 11 ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
5 番	説明いたします。この案件につきましては 2 月に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 22 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 1 号 22 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号 23 番と 24 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 23 番と 24 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 12 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14 番	説明いたします。これらの案件は先月 19 日と今月 17 日に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。宜しくお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 23 番と 24 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 1 号 23 番と 24 番は原案のとおり決しました。

議長	次に議案第 1 号の 25 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 25 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書の 13 ページに記載されておりますとおり経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
8 番	説明いたします。この案件は今月 15 日に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 25 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 1 号 25 番は原案のとおり決しました。
議長	それでは次に議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 2 号の 1 番を説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は別添農地法第 3 条調査書 1 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7 番	説明いたします。去る、4 月 21 日に宗廣委員、谷内代理、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番について、原案のと

おり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番は原案のとおり決しました。

議長

次に議案第2号2番を説明いたします。

【議案第2号2番について、議案書をもとに朗読】

事務局

この案件は別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

説明いたします。去る4月21日、宗廣委員、谷内代理、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお詳しくは事務局ご説明のとおりでございますので宜しくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案2号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号2番は原案のとおり決しました。

議長

次に議案第2号3番、4番を説明いたします。

事務局

【議案第2号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

事務局

これらの案件は、別添調査書3ページ、4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

説明いたします。去る4月21日、宗廣委員、谷内代理、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので宜しくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番、4番は原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号3番、4番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第2号5番を説明いたします。

事務局 【議案第2号5番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 説明いたします。去る、4月21日、宗廣委員、谷内代理、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないものと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので宜しく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号5番は原案のとおり可決いたしました。

議長 次に議案第2号の6番を説明いたします。

事務局 【議案第2号6番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は別添調査書6ページに記載されておりますとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

11番 説明いたします。去る4月21日、宗廣委員、谷内代理、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につき

	ましては事務局ご説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号の6番は原案のとおり決しました。
議長	次に提案の議案につきましては、鯖戸委員が議事参与になっております。終わるまで退席をお願いいたします。 (11 番鯖戸委員退席)
議長	それでは議案第2号の7番を説明いたします。
事務局	【議案第2号7番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査者7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
14 番	説明いたします。この案件につきましては本来、地区担当委員は鯖戸委員でありますが議事参与に該当いたしますことから私の方からご説明いたします。去る4月21日、宗廣委員、谷内代理、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号7番は原案のとおり決しました。 (11 番鯖戸委員着席)
議長	次に、議案第2号8番を説明いたします。
事務局	【議案第2号8番について、議案書をもとに朗読】

事務局	この案件は別添農地法第3条調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
23 番	説明いたします。この案件につきましては去る4月21日、東口委員、蛭原委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないものと考えます。なお詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号8番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第2号の9番を説明いたします。
事務局	【議案第2号9番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は別添調査書9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
11 番	説明いたします。この案件につきましては親から子への使用貸借による経営移譲でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号の9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号9番は原案のとおり決しました。

議長	次に議案第 3 号の「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1 番を説明いたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は豚舎等の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されておりますとおりでございます。宜しく願いいたします。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
13 番	ご説明申し上げます。今月の 21 日、宗廣委員、谷内代理、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。宜しく願いします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 3 号 1 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 4 号の「現況証明について」を議題といたします。1 番を説明いたします。
事務局	【議案第 4 号 1 番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員の補足説明をお願いいたします。
19 番	説明いたします。この案件につきましては地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る 4 月 21 日、宗廣委員、谷内代理、事務局とで現地を確認頂き、農地・採草放牧地以外ということで確認を頂いております。宜しく願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第４号の１番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議ないとします。よって議案第４号の１番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第４号の２番を説明いたします。
事務局	【議案第４号２番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いします。
７番	説明いたします。この案件につきましては地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る４月２１日、宗廣委員、谷内代理、事務局とで現地を確認頂き、農地・採草放牧地以外とでご確認を頂いております。宜しく願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第４号の２番は原案のとおり決するとに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第４号の２番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第４号の３番と４番を説明いたします。
事務局	【議案第４号３番、４番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員から補足をお願いします。
14番	ご説明申し上げます。これらの案件につきましては地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る４月２１日、宗廣委員、谷内代理、事務局とで現地を確認して頂き、農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いておりますので宜しく願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決いたします。議案第４号の３番、４番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】

議長	異議なしといたします。よって議案第4号の3番と4番は原案のとおり決しました。
議長	次に提案されます案件につきましては白木委員が退席お願いいたします。 (19番白木委員退席)
議長	それでは議案第4号の5番を説明いたします。
事務局	【議案第4号5番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは担当委員から、補足をお願いします。
12番	説明いたします。この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る4月21日、宗廣委員、谷内代理、事務局とで現地を確認して頂き、農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いております。宜しくをお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第4号の5番は原案のとおり決しました。 (19番白木委員着席)
議長	次に、議案第4号の6番を説明いたします。
事務局	【議案第4号6番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足をお願いいたします。
10番	説明いたします。この案件につきましては、去る4月21日、宗廣委員、谷内代理、事務局とで現地を確認して頂き、農地・採草放牧地以外ということで確認を頂いております。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】

議長	異議なしといたします。よって議案第4号の6番は原案のとおり決しました。
議長	本日、予定をしております議案については以上であります。これをもちまして第34回農業委員会総会を終わります。

上記の会議の顛末を記たることに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

19 番 印

20 番 印

議長 印